

◎商品であって使用しない軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）の免除制度について◎

（開始年度） 令和6年度

（免除の要件）

次に掲げる要件を全て満たすものが対象です。

- 4輪、3輪、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車であること。（※原動機付自転車、ミニカー又は小型特殊自動車は対象外です。）
- 申請年度の4月1日（以下「賦課期日」という。）現在において、販売を目的として展示してあること。
- 申請年度の前年4月2日以降に取得した車両であること。
- 用途が、リース車、レンタカー（バイク）、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものでないこと。
- 取得時における総走行距離と賦課期日現在の総走行距離が100km未満であること。
- 賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者について、古物営業の許可を受けていること。
- 中古軽自動車販売等をする者の名義であること。
- 申請時、市税を完納していること。

（申請に必要なもの）

- 軽自動車税（種別割）課税免除申請書
- 古物商許可証の写し
- 自動車検査証（電子車検証の場合は、所有者及び使用者の印字されている最新の自動車検査証記録事項の写し、又は車検証閲覧アプリにより車検証情報ファイルを印刷したもの）又は軽自動車届出済証の写し
- 古物台帳の写し（対象車両にアンダーラインを引いて下さい。）
- 賦課期日現在の総走行距離が分かるメーターの写真（プリントアウトしたもの。画面での提示は受け付けできません。）
- その他市長が必要と認める書類

（提出期間）

4月1日から4月7日まで（7日が閉庁日の場合は、翌開庁日。）

※郵送で提出する場合は、7日までに到着するようにしてください。

